

医療従事者の負担軽減及び処遇改善の取組み事項

当院では、患者さんへの安全で安心な質の高い医療を継続して提供するため、医師、看護師等の医療従事者の負担軽減及び処遇改善として、以下の取組みを行っております。
患者さん、ご家族の皆さんにもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【医 師】

医師事務作業補助者の活用

- ・外来診療への配置
- ・書類作成補助業務の実施
- ・症例登録補助業務の実施
- ・医師事務作業補助者の体制強化（スタッフの増員を含む）

外来診療の効率化

- ・地域連携の強化
- ・紹介先医療機関からの受診予約
- ・初再診時選定療養費の導入、紹介・逆紹介の推進（機能分化の取組み）

業務分担・移管（タスク・シフト）の推進

- ・入院の説明の実施
- ・検査手順の説明の実施
- ・診療看護師、特定行為研修修了看護師の活用
- ・看護師及び検査技師による静脈採血の実施
- ・病棟及び手術室への薬剤師の配置
- ・薬剤師による薬剤管理指導（服薬指導）
- ・薬剤師による外来化学療法室における診察前面談の実施
- ・看護師による静脈注射の実施
- ・放射線技師研修修了した者による造影剤ルート確保、抜針
- ・チーム医療の推進（栄養サポート、摂食嚥下支援、褥瘡対策、緩和ケア、感染対策、呼吸器ケア、認知症ケア、精神科リエゾン、心不全、足潰瘍治療、抗菌薬適正使用支援、妊娠・授乳と薬相談、帝王切開準備、乳腺センター、皮膚がんセンター、小児医療支援）
- ・臨床工学技士による医療機器の管理業務
- ・看護師による膀胱留置カテーテル挿入ができるシステム構築により実施
- ・管理栄養士による栄養指導の調整と実施

医師の働き方改革関連法施行にともなう処遇改善

- ・医師の働き方改革推進のための委員会の設置
- ・予定手術前日の当直勤務及び連続当直防止に配慮した勤務体制
- ・短時間正規雇用医師の活用
- ・地域の医療機関と複数主治医制度及び病棟、外来での複数主治医制度を導入、推進

【看護師】

ワークライフバランス推進・働き方改革関連法にともなう処遇改善

- ・定年退職後の勤務継続看護師（看護補助者）の活躍の場の提供

看護師の短時間勤務者の活用

業務分担・移管（タスク・シフト）の推進

- ・リハビリ療法士によるリハビリテーション時における喀痰吸引の実施

看護補助者とエイドアシスタントの有効活用

- ・看護補助者とエイドアシスタントの外来及び病棟への配置
- ・看護補助者とエイドアシスタントへの業務移管

【共通】

ワークライフバランス推進・働き方改革関連法にともなう処遇改善

- ・女性職員に向けて妊活及び妊娠中のキャリアとの両立支援の実施
- ・治療とキャリアの両立支援
- ・多様な勤務形態の導入（妊娠、育児、介護中の職員に対する配慮）
- ・平日時間内での会議、研修会の実施計画
- ・入職後のフォローアップ
- ・院内保育所の設置（病児・病後保育の利用）
- ・医療従事者との面談（病状説明等）について原則平日時間内の実施
- ・男性職員の育児休暇の推進

業務分担・移管（タスク・シフト）の推進

- ・緊急入院パスの導入
- ・救急救命士による病院救急車での搬送時における経過観察体制の実施
- ・救急救命士による外来部門での観察と診療記録作成の実施

多職種との適正な役割分担の推進

- ・多職種による役割分担及び処遇改善等のための委員会の設置